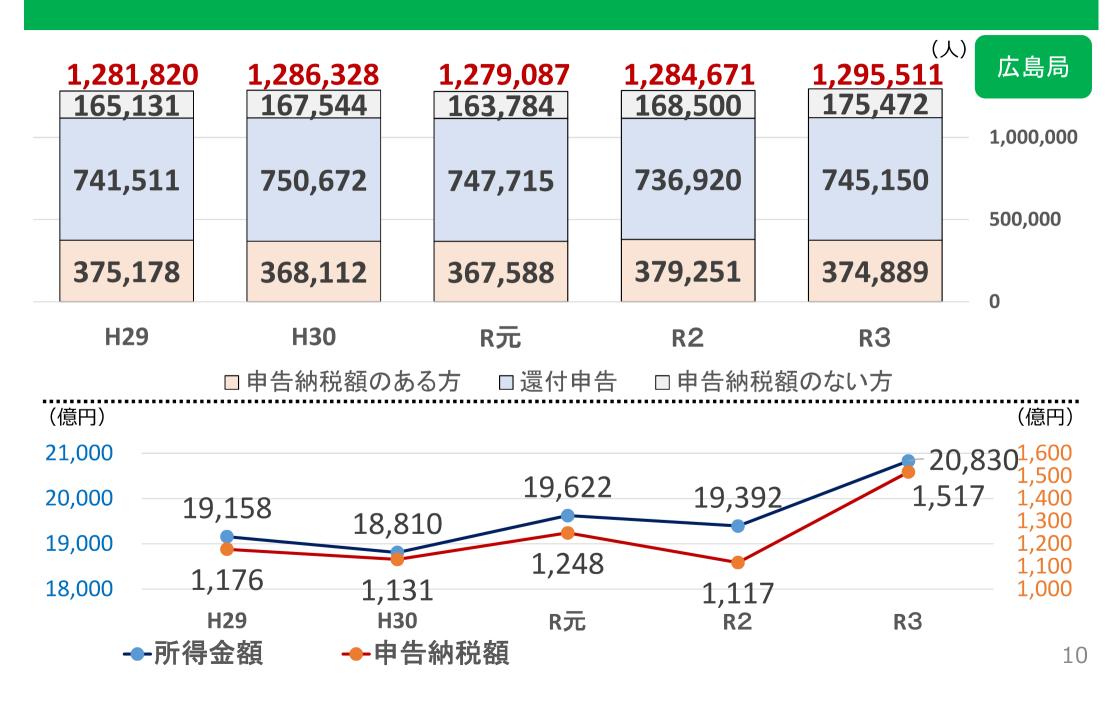
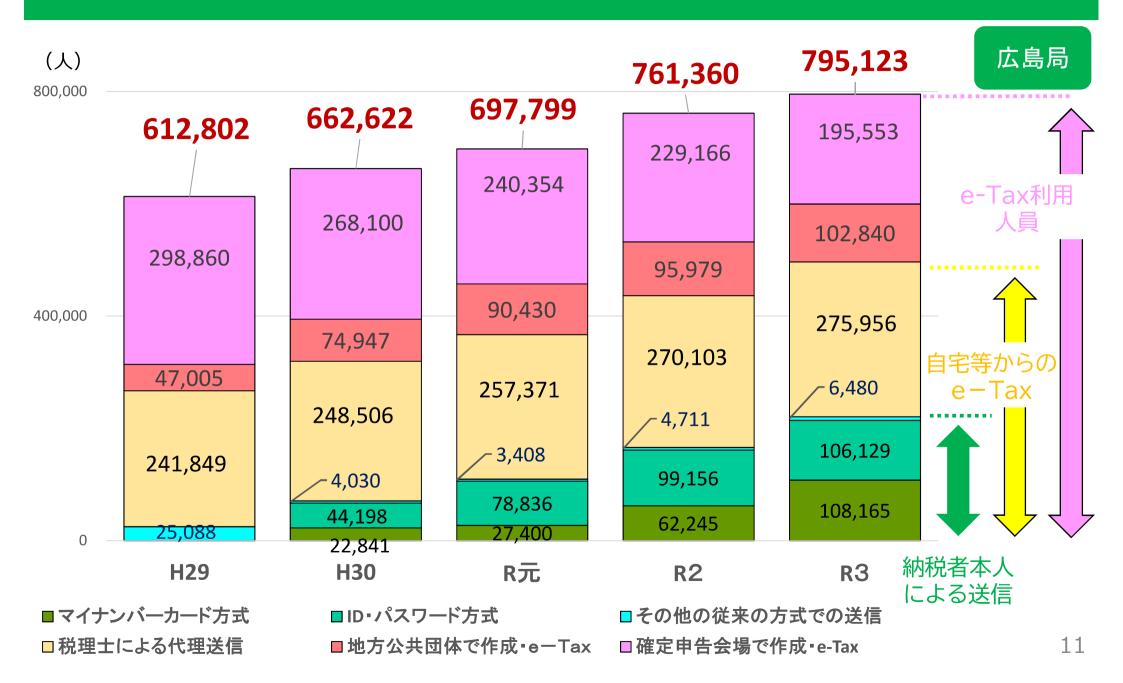
- これまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1 確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- 一 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- 〉酒類行政の振興

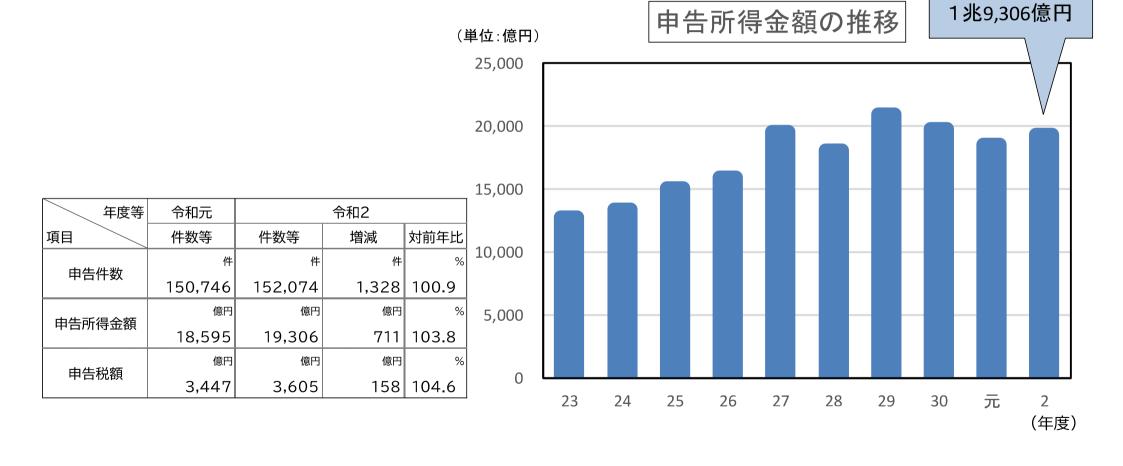
令和3年分 確定申告の状況 (所得税)



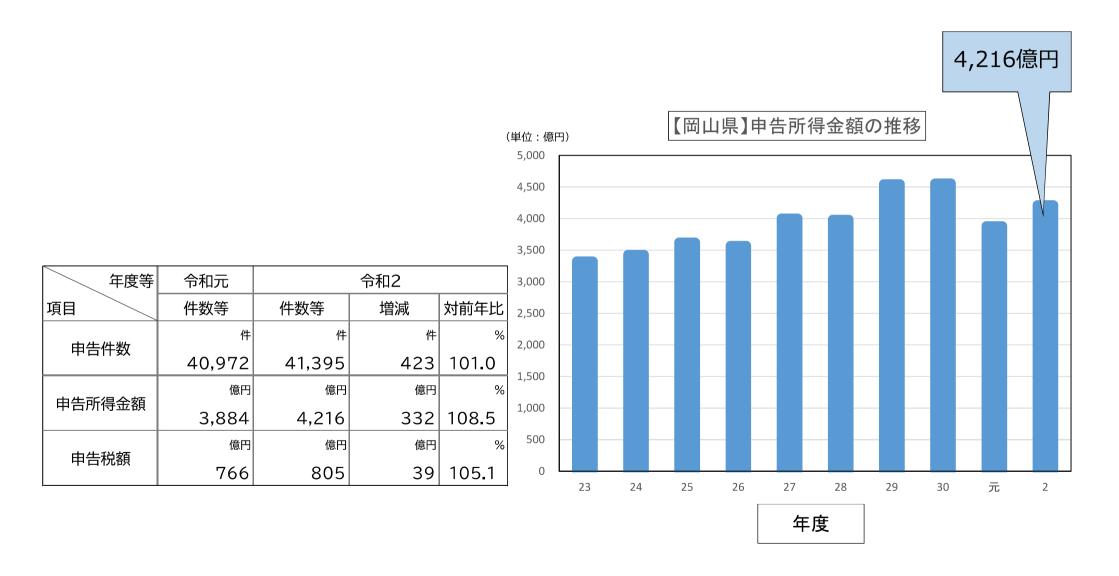
令和3年分 確定申告の状況 (e-Tax申告)



令和2年度 法人税の申告件数等の状況(中国5県)



令和2年度 法人税の申告件数等の状況 (岡山県)



新型コロナウイルス感染症への対応(確定申告期)

入場整理券のオンライン事前発行

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP1

国税庁を 「友だち追加」

国税庁 L I N E 公式アカウント Q R コード



* LINEのホーム画面で「国 税庁」または「@kokuzei」と 検索しても友だちに追加でき ます。

STEP2

「相談を申し込む」を選択



STEP3

税務署・希望日時を選択



STEP4

申込完了→会場で提示



納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

要 件

(換 価

の猶予)

① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難に するおそれがあると認められること。

② 納税について誠実な意思を有すると認められること。

- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

スマホやタブレット

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
- **提出は、 便利な e-Tax をご利用ください!**
 - 郵送でも可能です(様式は国税庁HPから入手可能)。 でも申請できます
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備を お願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

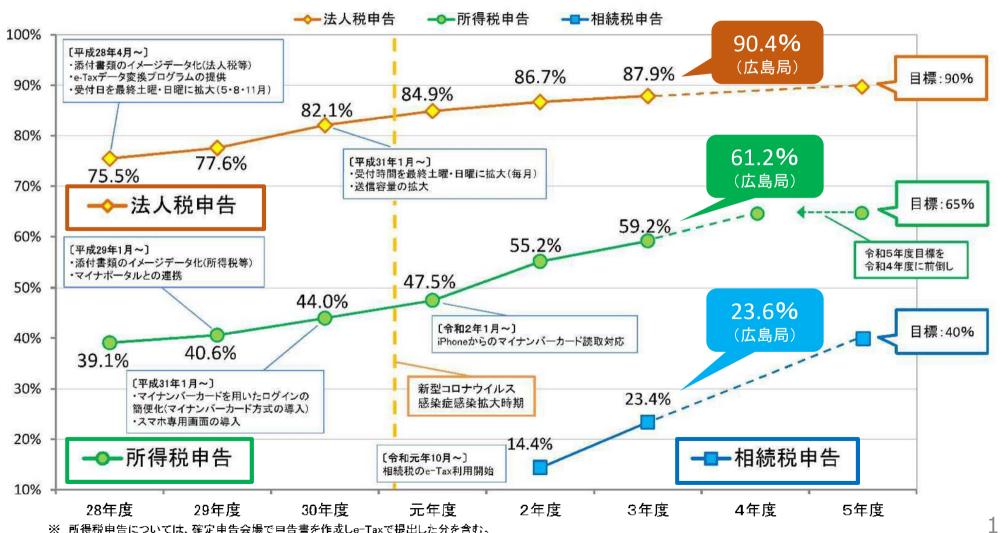




- これまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- → 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- 〉酒類行政の振興

e-Tax利用率の推移(全国)

- 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用を開始。
- 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



諸外国における電子申告利用率

所得税

(年又は年度、%) 法人税

(年又は年度、%)

	2016	2017	2018	2019	2020
米国	87	87	88	89	94
英国	87	88	89	90	96
フランス	48	54	60	66	58
オランダ	97	98	98	98	N/A
エストニア	95	96	96	95	N/A
デンマーク	100	100	100	100	N/A
韓国	95	97	97	98	99
シンガポール	N/A	N/A	98	98	N/A
マレーシア	95	97	97	98	N/A
ニュージーランド	N/A	N/A	98	N/A	N/A
日本	39	41	44	48	55

1277110			(1)	1721 707	
	2016	2017	2018	2019	2020
米国	60	60	63	65	79
英国	99	99	99	99	N/A
フランス	88	90	98	94	N/A
オランダ	100	100	100	100	N/A
エストニア	N/A	N/A	100	100	N/A
デンマーク	100	100	100	100	N/A
韓国	99	99	99	99	99
シンガポール	N/A	N/A	70	78	N/A
マレーシア	100	100	100	100	N/A
ニュージーランド	N/A	N/A	94	95	N/A
日本	76	78	82	85	87

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、 政府統計 (日米仏韓)

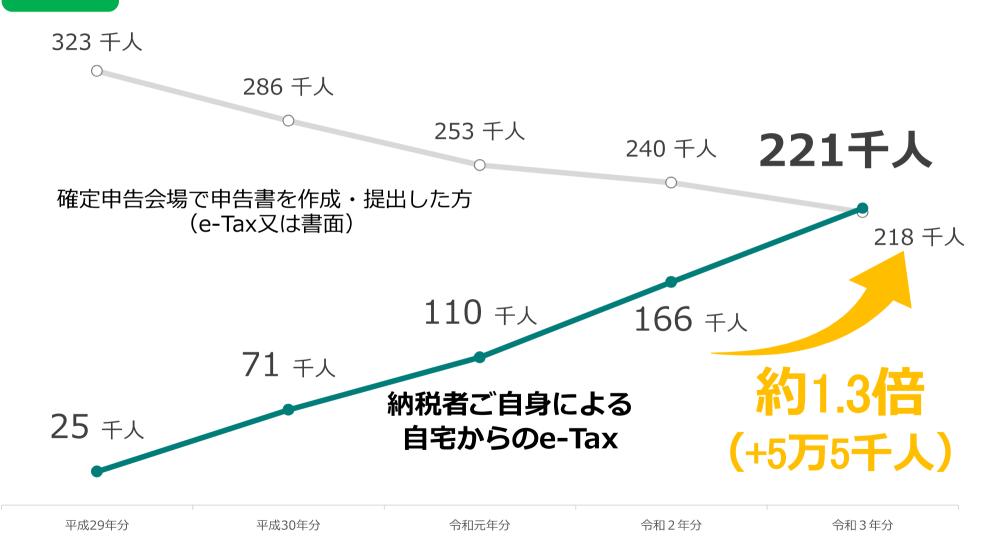
※日米は会計年度、仏韓は暦年、その他は不明。

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、 政府統計 (日米韓)

※日米は会計年度、韓国は暦年、その他は不明。

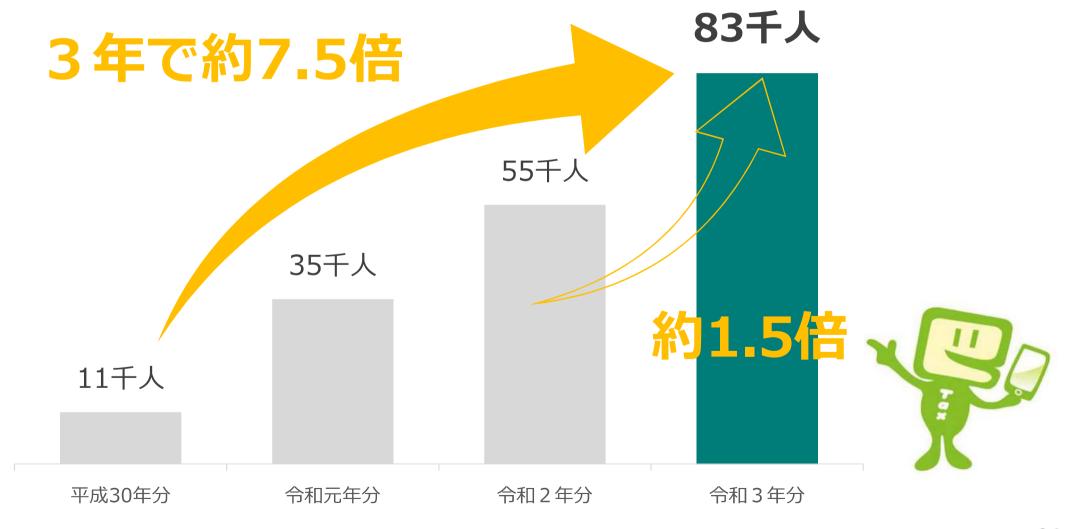
自宅からのe-Taxがスタンダードに

広島局

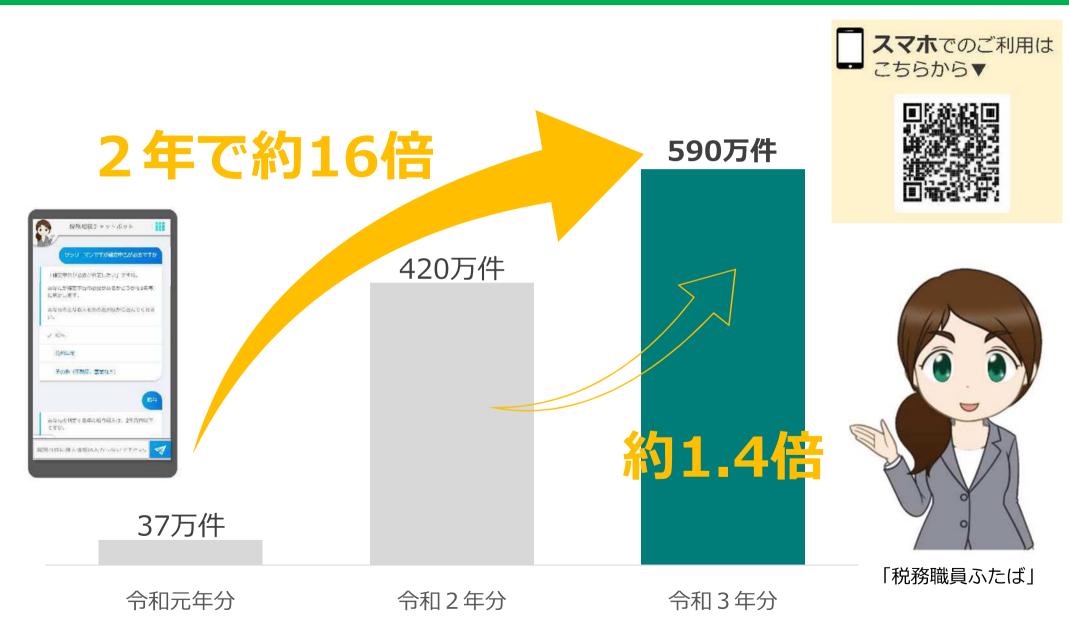


スマホ申告の利用状況

広島局



チャットボットの利用状況(全国)



スマホ申告の利便性向上①

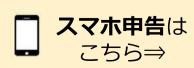


|スマホで確定申告| |スマホで決算書作成|

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能!









スマホ申告の利便性向上②

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費...

1年間分の情報 が取得可能に!



ふるさと納税

公的年金等の 源泉徴収票



生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

マイナンバーカードの取得メリット

①本人確認書類になる

・顔写真付身分証明書として活用 できます。

④オンラインで行政手続

- e-Tax!!
- ・子育てに関する手続がオンライン・ワンストップでできます。

⑦健康保険証として 利用可能

・本人の同意があれば、特定検診 や薬剤情報を医師等と共有できま す。

②コンビニで 各種証明書が取得可能

・住民票の写しや印鑑登録証明、 所得証明書がコンビニで取得※で きます。

※市町村によりサービスが異なります。

⑤民間の各種オンライ ンサービスが利用可能

・ネット銀行や証券口座の開設手 続などに利用でき、書類送付等の 手間が省けます。

③公金受取口座の登録

・児童手当や年金、所得税の還付金等の公金受取手続が、簡単になり、各種申請だけとなります。

⑥コロナワクチンの 接種証明書の電子交付

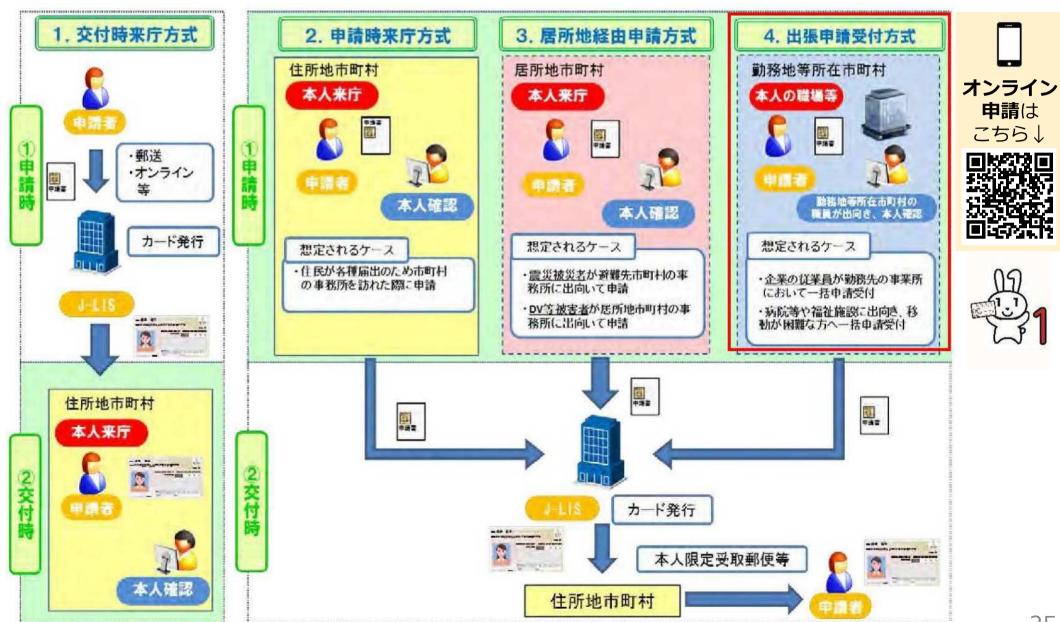
・接種証明書をスマホアプリで発 行でき、出先で接種証明書が必要 な時でも簡単に提示できます。

⑧マイナポイント 最大20,000円!!

- ①新規取得で5,000円
- ②健康保険証としての利用申込で7,500円
- ③公金受取口座の登録で7,500円
- ・最大20,000円分のマイナポイントが受け取れます!



マイナンバーカードの取得方式



キャッシュレス納付の推進に向けた取組

政府の目標

令和7年度までにキャッシュレス決済比率4割を目指します

(「成長戦略フォローアップ」令和2年7月17日閣議決定)

国税庁としての目標

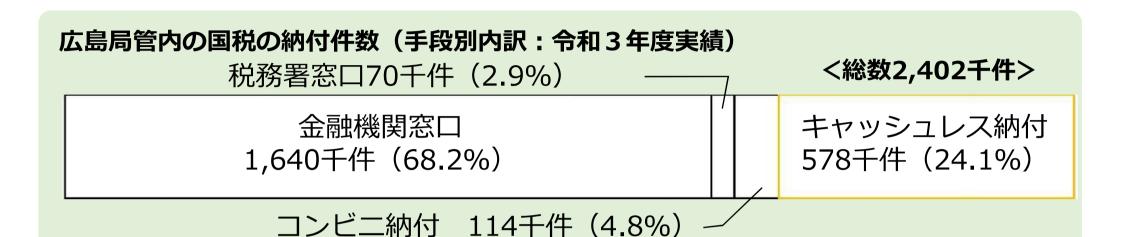


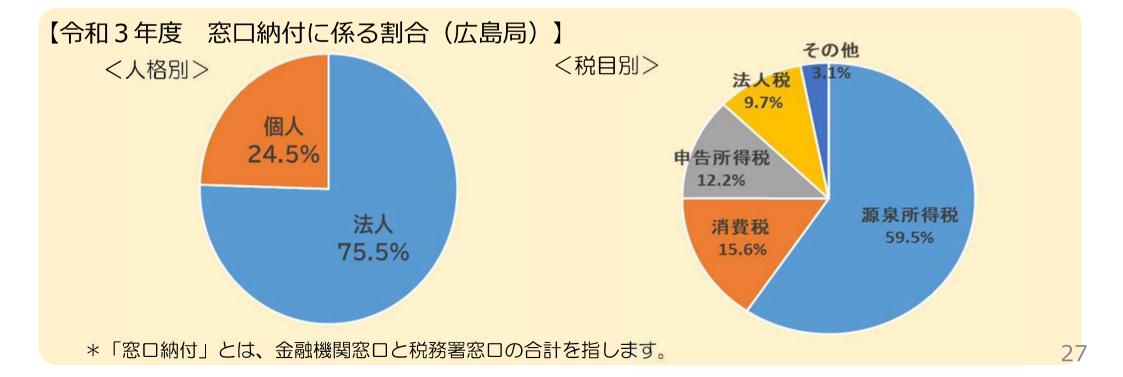
令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指します

(「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」に基づく「オンライン利用率引上げに係る基本計画(令和3年10月18日財務省ホームページ公表)」)

*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない非対面の納付方法を意味し、 振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指します。

キャッシュレス納付の現状





納付手段の多様化とキャッシュレス納付のメリット

場所	納付手段	現金種別	概要
	ダイレクト納付	銀行口座	e-Taxを利用したオンライン納付
	振替納税(個人のみ)	銀行口座	1度登録すると毎回 銀行口座から指定された期日に納付
自宅 ・ 事業所	インターネット バンキング	銀行口座	金融機関のサービスを利用した オンライン納付
子来///	クレジットカード納付	銀行口座	専用サイトを利用したオンライン納付
NEW スマホアプリ納付 (令和4年12月~)		電子マネー	● ● PAYを利用したオンライン納付

キャッシュレス納付

メリット

オフィスや自宅から PCで納付できます!

PCで申告から 納税まで 一度でできます!

即時又は納付日を 指定して納付が できます!

 コンビニ
 コンビニ納付
 現金

 金融機関
 窓口納付
 現金(銀行口座)

 税務署
 窓口納付
 現金

国税の納付 手続の利用案内 はこちら↓



スマホアプリ 納**付の利用案内** はこちら↓



電子納税税証明書 (PDF) のe-Tax申請

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでも可能に!



▼メリット01 税務署窓口に行く必要がなく、請求から受取まで非対面でできます!

▼メリット02 手数料がオトク!(1税目1年度あたり370円)

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

★ メリット 03 期限内であれば、書面として何枚でも印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。

▼メリット 04 期限内であれば、ダウンロードした電子データは何度でもお使いいただけます!

期限内であれば 何枚でも 何度でも 利用可能!!

簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ







※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

所得税申告書等(PDF)のe-Tax申請



紙で申告した方も e-Taxで所得税申告書等の

PDFファイルを取得できます!

メリット1

お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます!

メリット2

紙で申告した方もPDFファイルで取得できます!

メリット3

取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です!

メリット4

手数料はかかりません!



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

年末調整手続の電子化

年末調整関係書類のチェック事務が削減

年末調整がよくわかる ページはこちら⇒



控除 証明書 (はがき)



電子化すると・



勤務先 (給与担当者)

正しく記入されているかチェックしないと、、、

自動転記だから簡単! 控除額の計算も不要!

控除

証明書

(データ)

インホ°-ト





自動入力・自動計算 だからチェック事務が 削減!

年末調整手続がペーパーレス化



いいんだつけ?

計算方法は、、、、

テレワークなどの場合、 郵送や出社が必要



スペースが必要

書類を7年間保管できる

電子化すると・・・







従業員

出社しなくても簡単に提出!

データ保管だから 省スペース!

- これまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- 〉酒類行政の振興

適格請求書等保存方式の概要

令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、 「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス特設サイト はこちら▼





適格請求書等保存方式

⇒ いわゆる「インボイス制度」

【適格請求書とは】

適格請求書とは、「<u>売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段</u>」であり、 一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を 提出し、登録を受け、**登録番号を受け取る必要**があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

インボイス制度導入までのスケジュール

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」が導入されます。 適格請求書発行事業者 (登録事業者) のみが適格請求書 (インボイス) を交付することができます。

制度導入までのスケジュール

登録申請書は、 令和3年10月1日 から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の 受付開始 令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、 令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

登録申請書の 申請期限 令和5年10月1日

インボイス制度 の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は、「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。 登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、 それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号」が登録番号となります。

e-Taxによる事業者登録申請手続

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる!

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

> 紛失リスクがない!

登録通知は、通知書等一覧内に保管 されるため書面のように紛失リスクが ありません(1,900日間保存)。

> 取引先への連絡が便利!

メールに登録通知のデータを添付し て取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➢ 税理士にもお知らせが届く!

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

> 書面保存が不要!

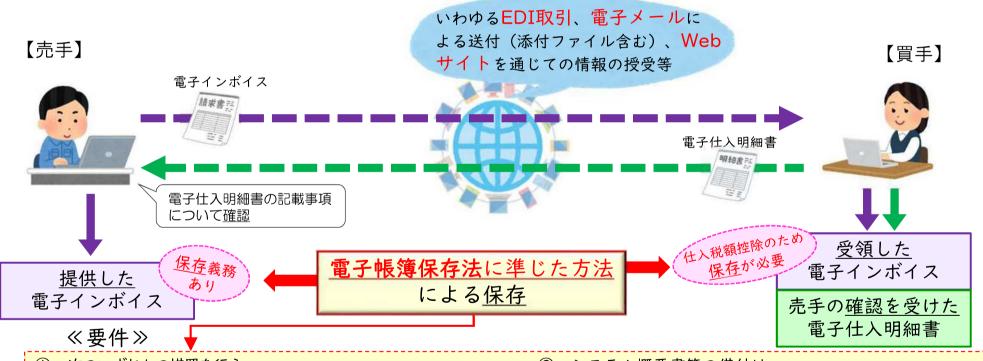
登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

> 真正性の確認が可能!

登録通知の電子データに税務署に よる認証を付しているため、e-Tax ソフト又はe-Taxソフト(WEB版) を利用すれば、税務署が作成した改 ざんのないデータであることが確認 できます。

電子インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、<u>電磁的記録による提供も可能</u>となっている(いわゆる電子インボイス)。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの(<u>電子仕入明細書</u>) を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



- (1) 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できな いクラウドシステム等を使用する
 - 二 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

消費税のみ の取扱い

(注)整然とした形式及び明瞭な状態で<u>出力した書面による</u> <u>保存も認められる</u>。

制度導入にともなう政府の支援

○IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

(IT導入・DXを検討中の皆様へ)

ITで業務効率化・データ活用をしたい
インボイス制度への対応も進めたい
複数社で連携し、DX(デジタルトランスフォーメーション)を進めたい
IT導入補助金が生産性向上を後押しします!

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、 インボイス制度(2023年10月開始)への対応も見据え 企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通知	NEW デジタル化基盤導力					入枠	
	30万円 15	B類型	デジタル化基盤導入類型				複数社連携IT導入類型	
			会計・受発注・ 決済・ECソフト		PC・ タブレット等	レジ・ 券売機等	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費(左記同様)	
補助額		150万円 ~ 450万円 以下	5万円 ~ 50万円 以下	50万円超 ~ 350万円	~10万円	~20万円	(2)消費動向等分析経費 (上記(1)以外の経費) = 1 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限: 200万円	
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内		(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	
補助 対象 経費	クラウド利	P購入費、 用料(最大 導入関連費	92	プトウェア購入!		月科(最大 ウェア購入)	2年分)、導入関連費、 費	

(※1)消費動向等分析経費のクラリド利用料は、1年分が補助対象となります。 (※2)文付の額が50万円総の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円経の金額については2/3。

> サービス等生産性向上 IT導入支援事業事務 局ポータルサイト



○小規模事業者持続化補助金



リーフレット

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が使いやすくなりました

地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の 支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額:上限50~200万円

補助率: 2/3 ※2

補助対象:チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特 別 枠						
		成長·分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス		
		賃金 引上が枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	枠		
補助率	2/3	2/3 *2 (赤字事業 者は3/4)						
補助 上限	50万円	200万円				100万円		
追加申 請要件	-	裏面をご確認ください						

※1 常時使用する従業員数が商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、 それ以外の業種の場合20人以下である事業者



商工会地区HP お問い合わせ先は所在 地によって異なるため、 商工会地区HPを

経済産業省



商工会議所地区HP 03-6632-1502



jGrants (ID取得)





